

表-7.1.2(1) 陸上動物に係る環境保全措置（その2）

実施主体	事業者	
方法及び実施の内容	<p>変更区域の境界に進入防止柵を設置する。</p>	
効果	<p>・自力移動及び移動は造成工事の工事年次ごとに行うことから、後年次の変更区域に生息する重要な種の生息個体及び自力移動及び捕獲移動を行った生息個体の、変更区域内への再進入を防止するため、変更区域の境界に進入防止柵を設置し、生息個体の保護を図ることにより、重要な種の生息状況に及ぼす影響は低減される。</p>	
当該措置を講じた後の環境の状況の変化	<p>・当該措置を講じた後の環境の状況には変化はない。</p>	
効果の不確実性の程度	—	
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	<p>・実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響はない。</p>	
代償措置	<p>環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由</p>	—
	<p>損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容</p>	—